令和7年度木津川市精華町環境施設組合人事行政の運営等の状況及び公平委員会の状況について、木津川市精華町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和７年度　木津川市精華町環境施設組合人事行政の運営等の状況

1　職員の任免及び職員数に関する状況

（１）職員採用・退職の状況（R７年４月１日からR８年４月１日まで）

R7．4．1職員数	退職者数	採用者数	R8．4．1職員数
12人	1人	1人	12人

（注）退職者・採用者数には、組合構成市町との人事異動（派遣等）による者を含みます。

（２）部門別職員数の状況（各４月１日現在）

区分／部門		職員数 R8年	職員数 R7年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政	総務	4人	4人	0人	
	衛生	8人	8人	0人	
合計		12人	12人	0人	

（３）年齢別職員数の状況（R8年４月１日現在）

区分		20歳以下	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61歳以上	計
職員数	男	-	-	1人	-	-	2人	2人	1人	2人	3人	11人
	女	-	-	-	-	-	-	1人	-	-	-	1人
	計	-	-	1人	-	-	2人	3人	1人	2人	3人	12人

2　職員の人事評価の状況（R８年４月１日現在）

地方公務員法に規定される「能力及び実績に基づく人事管理の徹底」を図るため、令和３年度から全職員を対象に能力評価と業績評価を合計した成績評価による人事評価に取り組み、その結果を昇給や分限処分に反映しています。

3　職員の給与の状況

（１）人件費の状況（普通会計決算見込）

区分	歳出額　A	実質収支	人件費　B	人件費率（B／A）	（参考）R6年度の人件費率
R7年度	801,028千円	8,065千円	106,581千円	13.3%	13.4%

（注）人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

（２）職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費			計 B	１人当たり給与費（B／A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
R8 年度	12 人	50,755 千円	17,765 千円	22,457 千円	90,977 千円	7,581 千円

（３）職員の平均年齢及び平均給与月額（R８年４月１日現在）

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
一般行政職	51.5 歳	347,342 円	411,884 円	399,000 円
国	41.9 歳	332,237 円	－	414,480 円

（注）①平均給料月額とは、職員の基本給の平均です。
②平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。
③平均給与月額（国ベース）は、国家公務員の平均給与月額が、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含めず公表されているため、比較用に再計算した額です
④国の数値については、R7 年８月公表分です。

（４）職員の初任給の状況（R８年４月１日現在）

区分		本組合	国
一般行政職	大学卒	237,600 円	232,000 円
	高校卒	213,100 円	200,300 円

（５）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（R８年４月１日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	－	－	－
	高校卒	－	－	－

（６）一般行政職の級別職員数の状況（R８年４月１日現在）

区分		１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	計
標準的な職務内容		主事	主事	主任	係長	課長	施設センター長	局長	
R7 年	職員数	０人	２人	２人	６人	１人	０人	１人	12 人
	構成比	0%	16.67%	16.67%	50%	8.33%	0%	8.33%	100%

（７）職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当

木津川市精華町環境施設組合	国
1 人当たり平均支給額（R7 年度決算見込） 22,011 千円/12 人＝1,834.3 千円	－
（R7 年度支給割合）※（ ）内は再任用職員 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 （1.425 月分　1.025 月分）	（R7 年度支給割合）※（ ）内は再任用職員 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 （1.425 月分　1.025 月分）
（R7 年度加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15% ・管理職加算 事務局長級　62,000 円 課長級　55,000 円	（R7 年度加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10～25%

イ　退職手当（R８年４月１日現在）

区分	木津川市精華町環境施設組合		国	
	自己都合	早期・定年	自己都合	早期・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分	47.709000 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	－		定年前早期退職特例措置（3～45%）	
	退職手当の調整額（退職前60月の在職期間の在級区分により調整額を加算）		退職手当の調整額（退職前60月の在職期間の在級区分により調整額を加算）	
1 人当たり平均支給額	－	―	－	－

（注）本組合の退職手当は、京都府市町村職員退職手当組合の規定によります。

ウ　地域手当（R８年４月１日現在）

支給実績（R7 年度決算見込）	3,653 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R7 年度決算見込）	304 千円
支給対象地域	全地域
支給率（R7 年度）	7%
支給対象職員数（R7 年度）	12 人

エ　特殊勤務手当（R８年４月１日現在）

支給実績（R7 年度決算見込）			72 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R7 年度決算見込）			24 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R7 年度）			25%
手当の種類（手当数）			3
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記に対する支給単価
清掃危険手当	施設課職員	ごみ焼却工場の焼却炉内等において、著しく危険かつ不健康な清掃作業などに従事する職員	１回 3,000 円
特別作業手当	施設課職員	酸欠場所等で危険作業を指揮する主任者又は、機器などの高度な技術を要する修理作業に従事する職員	１回 2,000 円
資格主任手当	施設課職員	各種資格主任の業務に従事する職員	月額 1,000 円又は 3,000 円

オ　時間外勤務手当（R８年４月１日現在）

手当名	年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
時間外勤務手当	R７年度	537 千円	45 千円
	R６年度	238 千円	18 千円

（注）管理職員特別勤務手当を含みます。

カ　その他手当（R８年４月１日現在）R７年度実績

手当名	内容及び支給単価	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
扶養手当	・配偶者　3,000 円 ・扶養親族（配偶者除く） １人につき 子　　11,500 円 子以外　6,500 円 ・16 歳から 22 歳までの子１人につき 5,000 円加算	1,848 千円	308 千円
住居手当	・借家・借間住居者 家賃の額が月額 16,000 円を超える場合、家賃の額に応じて月額 100 円～ 28,000 円	*	*

通勤手当	・自動車を利用する職員 往復通勤距離×23日×ガソリン単価／10リットル ・交通機関を利用する職員 1ヶ月あたり限度額150,000円 ・自転車等を利用する職員 距離に応じて2,000円～38,700円	933千円	78千円
管理職手当	事務局長級 62,000円 課長級 55,000円	*	*

（注）個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク（*）と表記しています。

（8）特別職の報酬等の状況（R8年4月1日現在）

区分	報酬額
管理者	年額　60,000円
副管理者	年額　48,000円
議長	年額　36,000円
副議長	年額　30,000円
議員	年額　24,000円

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8：30	17：15	12：00～13：00

（２）時間外勤務及び休日勤務の状況（R７年４月１日からＲ８年３月31日まで）

時間外・休日勤務時間数	職員一人当たり平均時間
166.25時間	16.05時間

（注）算出にあたり管理職員は対象から除いています。

（３）年次有給休暇の取得状況（R７年１月１日からＲ８年12月31日まで）

給付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
478日	197日	12人	16.4日	41.21%

（４）病気休暇

理由	期間
公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認められる期間
結核性疾患	１年を超えない範囲内で、その療養に必要と認められる期間
上記以外の負傷又は疾病	６月を超えない範囲内で、その療養に必要と認められる期間

（５）特別休暇

休暇の種類	期間
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（条例第８条第１項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺地域における生	１の年において５日の範囲内の期間

活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって管理者が定めるものにおける活動 ウ　ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	10 日（週休日を除く。）の範囲内の期間
職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において 5 日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
妊娠中の女性職員が医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠 24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回とし、必要と認められる期間
生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当

	該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
生理日に勤務することが著しく困難である場合	連続する 3 日を超えない範囲内で必要と認められる期間
職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号においても同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2 日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、15 時間 30 分）の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における 5 日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間）の範囲内の期間
9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防	1 の年において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（定

を図るために必要なものとして予防接種及び健康診断を受けさせるために行うその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者が定める時間）の範囲内の期間
要介護者の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
職員の親族（付表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期限
職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日の範囲内の期間
職員が夏季における盆の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年の 7 月から 9 月までの期間内における、週休日、条例第 7 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて 3 日の範囲内の期間
職員が養育する子の授業参観に出席する場合	半日を超えない範囲内で必要と認められる期間（義務教育に限る。）
職員が養育する子の入学式、卒業式に出席する場合	半日を超えない範囲内で必要と認められる期間（義務教育に限る。）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定による交通しゃ断又は隔離により勤務が不可能となった場合	必要と認められる期間
組合の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	必要と認められる期間

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 ア　職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ　職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間を超えない範囲内の期間で必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
自動車等の運転免許証の更新手続の場合	半日以内で必要と認められる期間
前各号に掲げるもののほか、管理者が定める場合	必要と認められる期間

（6）介護休暇

理由	期間
職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものいう。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合	指定する期間内において必要と認められる期間

５　職員の休業に関する状況

（１）育児休業の状況（R７年４月１日からR８年３月31日まで）

区分	前年度からの継続者数		R７年度新規取得者数	
	育児休業	部分休業	育児休業	部分休業
男性職員	０人	０人	０人	０人
女性職員	０人	０人	０人	０人

６　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分（R７年４月１日からR８年３月31日まで）

区分	免職	降任	休職	降給	失職	計
勤務実績が良くない場合（地公法28Ⅰ①）	０件	０件	０件	０件	０件	０件
心身の故障の場合（地公法28Ⅰ②、28Ⅱ①）	０件	０件	０件	０件	０件	０件
職に必要な適格性を欠く場合（地公法28Ⅰ③）	０件	０件	０件	０件	０件	０件
その他	０件	０件	０件	０件	０件	０件
計	０件	０件	０件	０件	０件	０件

（２）懲戒処分（R７年４月１日からR８年３月31日まで）

区分	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合（地公法29Ⅰ①）	０件	０件	０件	０件	０件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合（地公法29Ⅰ②）	０件	０件	０件	０件	０件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合（地公法29Ⅰ③）	０件	０件	０件	０件	０件
計	０件	０件	０件	０件	０件

７　職員の服務の状況

服務の根本基準

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり守るべき義務は、次のとおりです。

・法令等及び職務命令に従う義務

・信用失墜行為の禁止

・守秘義務
・職務に専念する義務
・政治的行為の制限
・争議行為等の禁止
・営利企業への従事等の制限

８　職員の退職管理の状況

木津川市精華町環境施設組合職員の退職管理に関する規則を定め、再就職者（離職後に営利企業等の地位に就いている元職員）による現職職員への働きかけが規制されています。

９　職員の研修の状況

（１）職員研修の実施状況（R７年４月１日からR８年３月31日まで）

研修内容	実施機関	参加者数
ダイオキシン類作業従事者講習	木津川市精華町環境施設組合	２人
令和７年度地方公会計等に係る研修会	京都府自治振興課	１人
「法制執務の入門（基本原理)」ｅラーニング	京都府市町村振興協会	１人
廃棄物処理法基礎知識オンライン研修	環境省地方環境事務所	１人

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）健康診断の状況

区分	受診者数
定期健康診断（巡回検診又は人間ドック）	12人
定期健康診断（組合実施）	12人

（２）公務災害等の状況

区分	傷病	死亡
公務災害認定件数	０件	０件
通勤災害認定件数	０件	０件

（３）共済制度の状況

地方公務員法第43条に基づく共済制度については、京都府市町村職員共済組合により事業

が実施されています。

・短期給付事業（健康保険）

・長期給付事業（共済年金）

・福祉事業（健康診断、貯金事業、貸付事業など）

（４）福利厚生の状況

地方公務員法第 42 条に基づく厚生制度については、京都府市町村職員厚生会に加入し、福利厚生事業を行なっています。

・公益事業（健康文化講演会、スポーツ健康交流大会、丹後半島駅伝大会の開催など）

・福利厚生事業（結婚祝金、子育祝金、健康回復助成金など）

・退職互助事業（医療給付事業など）

１１　公平委員会の状況

（１）勤務条件に関する措置の要求の状況（Ｒ７年４月１日からＲ８年３月 31 日まで）

前年度からの継続件数	措置要求件数	終結件数	翌年度への継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

（２）不利益処分に関する不服申立ての状況（Ｒ７年４月１日からＲ８年３月 31 日まで）

前年度からの継続件数	不服申し立て件数	終結件数	翌年度への継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

（３）職員の苦情処理の状況（Ｒ７年４月１日からＲ８年３月 31 日まで）

前年度からの継続件数	苦情処理件数	終結件数	翌年度への継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件